

令和7年度 第1回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和7年9月4日（木）16時30分開会
恵庭市民会館 サークル研修室

令和7年度 第1回 恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

令和7年9月4日（木） 16時30分～17時20分

2. 会場

恵庭市民会館 サークル研修室（恵庭市新町10番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（10名出席）

（1）公益代表

松島 緑（会長）、前田 孝雄（会長代行）、早坂 政芳

（2）被保険者代表

城生 康裕、寺田 節子、熊倉 祐一郎

（3）保険医又は薬剤師代表

青山 康彦、江川 禎浩、島田 直樹

（4）被用者保険等保険者代表

佐藤 浩之

【事務局（恵庭市）】

市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、国保管理担当主査、国保給付担当主査

4. 議事録署名委員

早坂 政芳（公益代表）、城生 康裕（被保険者代表）

5. 審議事項

議案第1号 令和6年度恵庭市国民健康保険特別会計決算について

報告第1号 子ども子育て支援納付金について

6. その他

報告説明

① 令和7年度国民健康保険税の予算執行状況について

② 令和2年度～令和6年度 恵庭市国民健康保険医療費状況について

③ 保険証有効期限（令和7年7月31日）以降の医療機関等の受診について

④ 恵庭市国民健康保険給付事業実績について（令和2年度～令和6年度）

1. 開会

○保健福祉部次長

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第1回恵庭市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

会長選任までの間、進行を務めさせていただきます、保健福祉部次長の池田でございます。よろしくお願いいたします。

本運営協議会は、恵庭市情報公開条例第23条による附属機関等の会議の公開の規定により、公開とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

また、本運営協議会の成立要件は、「恵庭市国民健康保険運営協議会規則第6条」により、委員定数の半数以上の出席にて成立することとなっております。

本日の出席者は10名であり、半数以上の出席をいただいておりますので、本運営協議会の成立をご報告致します。

2. 委嘱状の交付

○保健福祉部次長

続きまして次第2により委嘱状の交付を行います。

<市長より各委員に委嘱状を交付>

3. 市長挨拶

○保健福祉部次長

続きまして、原田市長よりご挨拶申し上げます。

○原田市長

恵庭市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また今ほどは、委嘱状を交付させていただきました。どうぞ本運営協議会に対し、貴重なご意見を賜りますようご協力お願い致します。今日の議題は2件あるようですがよろしくご審議願います。

さて、本市の国保財政であります但厳しい状況にあることは間違いありません。特に加入する被保険者数が減っているということで保険税の収入が減少となっております。

一方で医療給付費額については増加しているという極めて厳しい財政事情ではあります。しかしながら今のところ決算におきましては赤字を出すことなく運営できているというところであります。

このことについては委員皆さま方からのご意見や関係機関の皆さまのお陰と思っております。誠にありがとうございます。しかしながら状況が変わると大きな変動が起こる可能性もあります。そうした中でも国民皆保険制度ということでどんな場合でも病気になっても安心できるという極めて重要な制度でありますので、持続的な運営ということでご利用いただくよう願っているところであります。

最後になりますが皆さま方のご審議を頂きまして、国保の運営をしていきたいと思っておりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○保健福祉部次長

ありがとうございました。続きまして、本日の会議が本年度1回目の会議でございますので、委員の皆さんからそれぞれ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、まず前田委員より順次お願いいたします。

<各委員より自己紹介>

○保健福祉部次長

続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

<事務局職員の自己紹介>

○保健福祉部次長

みなさま、ありがとうございました。なお、市長につきましては、他の公務により、ここで退席させていただきます。

<市長退席>

4. 会長及び会長代行の選任

○保健福祉部次長

続きまして、「次第4」の会長及び会長代行の選任に入ります。「国民健康保険法施行令第5条」により、本運営協議会の会長、会長代行は公益を代表する委員の中から選出されることとなっております。

会長及び会長代行の選任につきまして、保健福祉部長が仮議長ということで進めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは、部長よろしくお願いします。

○保健福祉部長

会長及び会長代行が決まるまでの進行を務めさせていただきます。先ほど事務局よりご説明申し上げましたように、会長及び会長代行は公益を代表する委員の中から選出していただくこととなっております。

選出の方法としては、投票、推薦など色々あると思いますが、どのような方法で行うのがよろしいか、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

<熊倉委員が挙手>

○保健福祉部長

熊倉委員、お願いします。

○熊倉委員

選出方法は推薦とし、会長は過去に本運営協議会の委員を務めておられた経験を持つ松島委員にお願いするのはいかがでしょうか。また、会長代行は会長が指名していただくことで、いかがでしょうか。

○保健福祉部長

ただいま熊倉委員から会長は松島委員にお願いし、会長代行は会長が指名するとのご意見がありました。これにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議が無いようですので、会長は松島委員として決定させていただきます。

また、会長代行は会長の指名をいただくとのことですので、松島会長より会長代行の指名をお願いいたします。

○松島会長

会長代行には前田委員を指名したいと思います。

○保健福祉部長

松島会長から、会長代行には前田委員との指名をいただきました。これにご異議はございませんか。

<異議なしの声>

異議が無いようですので、会長代行は前田委員として決定させていただきます。以上をもちまして、私の仮議長の役目は終わらせていただきます。ありがとうございました。

5. 会長・会長代行挨拶

○保健福祉部次長

それでは、松島会長よりご挨拶をお願いいたします。

○松島会長

運営協議会の会長の責を担うこととなり大変身の引き締まる思いであります。

委員の皆さまと円滑な議事運営が出来るようしっかりと取り組んで参りますので、皆様のご協力をお願い致します。

○保健福祉部次長

続きまして前田会長代行よりご挨拶をお願いいたします。

○前田会長代行

会長をしっかりサポートし、この運営協議会をスムーズに進めて参りたいと思いますので、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

○保健福祉部次長

ありがとうございました。今後の議事につきましては、会長の進行によりお願いいたします。

6. 議事録署名委員の選任

○松島会長

それでは次第6により、議事録署名委員の選任に入ります。恵庭市国民健康保険運営協議会規則第11条の規定により、議事録署名委員を2名以上置くこととなっております。議事録署名委員は、私から2名の委員を指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

異議が無いようですので、指名させていただきます。

議事録署名委員に早坂委員、城生委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

7. 議案審議《議案第1号》

○松島会長

これより次第7の議案審議に入ります。はじめに議案第1号令和6年度恵庭市国民健康保険特別会計決算についての説明を事務局よりお願いします。

○国保医療課管理担当主査

私からは議案第1号令和6年度恵庭市国民健康保険特別会計決算について説明させていただきます。

併せて4ページの参考資料①決算（概要版）には、各科目の内容も記載しておりますので、そちらもご確認いただければと思います。

3ページに戻りまして、左側の歳入からご説明いたします。

まず、国保税についてですが、国保税は歳出における納付金及び特定健康診査等事業費を賄っているものであります。

この国保税の収入状況について、中段にある計の欄をご覧ください。

最終予算額の10億5,710万6,000円に対し決算額は10億8,448万9,343円となっており2,738万3,343円の歳入増で予算比では102.59%となりました。

なお、令和5年度収入決算額と比較すると、国保加入者数の減少に伴い約3,400万円の減収となったところです。

続きまして議案の5ページをご覧ください。こちらは令和6年度国保税の収納状況について税目ごとに記載したもとなります。

まず、中央から右寄りにある令和6年度国保税の収納率ですが、現年合計の決算は、前年度の96.25%から96.11%と0.14ポイントの減少となりました。

次に、令和5年度以前に課税されたものを滞納繰越分、ここでは滞繰分と記載しておりますが、前年度の28.02%から28.71%とこちらは0.69ポイント増加しました。

また、現年分、滞納繰越分、合計の収納率は、前年の88.89%から88.94%と0.05ポイントの増加となりました。

参考として、この資料には記載がございませんが北海道市長会がまとめた全道35市の令和6年度国保税収納状況の平均であります。現年分で95.73%、滞納繰越

分が23.19%、現年、滞納繰越併せて86.64%と、当市の国保税収納率は全道都市の平均を上回っている状況です。

以上の結果から、令和6年度の国保税の収入状況は令和5年度と比較すると、被保険者数の減少等の要因により、調定額・収入額自体はともに減少したものの、適切な収納対策が行われた結果、当初の予算額を上回る収入を確保することができました。

それでは3ページにお戻り下さい。

続いて歳入の道支出金のうち保険給付費等交付金（普通交付金）についてですが、この交付金は、保険者が療養の給付等に要した医療費の額が交付されるものであり、歳出側の保険給付費に対応しているものです。

令和6年度の交付金は前年度と比較し、およそ2億円の減となっております。これは被保険者の減少に伴い、保険給付費も減少したことなどの要因によります。

同じく道支出金のうち特別交付金にあたる4項目については、各項目で多少の増減がございましたが、全体としては予算比で2千万円ほどの増となりました。

次に財産収入については、国民健康保険支払準備基金に対して発生した預金利子に該当します。この収入については、全額を国民健康保険支払準備基金に積み立てております。

次にあります繰入金については、一般会計繰入金と国民健康保険支払準備基金繰入金があり、どちらも一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れる金額となっております。内訳として、一般会計繰入金は低所得者に対する国保税法定軽減分の補填や一般事務費に代表される法定分と、市が行う保健事業等に代表される任意分に分かれており、この資料に表記はありませんが、法定分が5億8,568万9,537円、任意分が1,264万9,198円となっております。

また、国民健康保険支払準備基金繰入金についてであります。この基金は医療費の急増や保険税収納の不足など万一の事態に備えて、毎年度の国保会計で生じた黒字分を積み立てている資金であり、それを取崩し、繰入れた金額となっております。

次に、繰越金ですが、令和5年度の単年度黒字分を令和6年に繰越すため、補正したものととなります。ここから、令和5年度以前の補助金の返還を行い、残額を国民健康保険支払準備基金に積立としています。

次に諸収入ですが、国保税の滞納世帯からの延滞金や、第三者行為に伴う損害賠償金、不正・不当利得に伴う返還金等が該当します。これらは年度当初の見込みを上回り、執行率は108.21%となる収入が得られたところです。

最後に、国庫支出金ですが、年度当初には予定していなかった、国の制度改正等に伴う国からの補助金に該当します。具体的には、マイナ保険証の開始に伴う周知広報費やシステム改修に伴う支出の補填費用となっておりますが、精算の結果、今後、返還金が発生する見込みとなっております。

これにより、令和6年度の歳入合計は最終予算額70億4,977万9,000円に

対して、決算額は64億1,881万5,902円となり最終予算額に対する差引額はマイナス6億3,096万3,098円であり、執行率は91.05%となりました。

続きまして、右側の歳出についてご説明します。

はじめに総務費についてであります。国保関連職員の人件費や、運営のために必要なシステム関連の費用となります。給与改定等に伴って若干の補正予算などを行っているところですが、全体の執行率は94.79%となっております。

次に保険給付費ですが、これは歳入でもご説明したとおり保険給付費等交付金（普通交付金）と対応する項目であります。最終的な執行率は87.73%にとどまることとなりました。

次に、納付金についてですが、これは北海道より示された確定係数により算出されたものとなります。

予算算定の段階では、仮係数で積算しておりましたが、最終的に示された確定係数は当初予算額内に収まり、適正に北海道への納付を行っております。

次に、保健事業については、健康づくり推進費と特定健康診査等事業費があり、それぞれの事業で予算を下回る支出となり、執行率は85.13%でありました。

次に、基金積立金ですが、歳入側でご説明しました財産収入と繰越金から、この次にご説明します諸支出金を差し引いた額を、国民健康保険支払準備基金へ積立てたものであります。これにより、この表の左下にあります令和6年度末の基金残高は2億6,690万255円となりました。

次に諸支出金ですが、3種類の科目があります。保険税還付金（一般）は納税者に対する還付金であり、保険給付費等交付金償還金は保険給付費等交付金などの精算に伴う返還金、また、その他償還金は保険給付費以外の交付金や、過去の年度の交付金に係る返還金です。保険給付費等交付金償還金の財源については、前年度（令和5年度）の決算繰越金を充てたことから35万9千円の補正を行っているところです。

これにより、歳出合計は最終予算額70億4,977万9,000円に対して、決算額は63億8,100万6,126円となり、最終予算額に対する差引額は6億6,877万2,874円、執行率は90.51%となりました。

次に、ページ左下の歳入・歳出決算額をご覧ください。

これら歳入歳出の結果、単年度収支は3,780万9,776円の黒字となり、この黒字額については、全額を令和7年度国民健康特別会計へ繰越しとしております。

繰越額のうち、426万7千円は補助金の精算の結果、返還金が発生しましたので諸支出金として支出し、残金は国民健康保険支払準備基金へ積立てを行う予定であり、第3回定例会にて関連する補正予算を提出する予定となっております。

以上、簡単ではありますが令和6年度恵庭市国民健康保険特別会計決算についての説明となりますので、委員の皆様のご審議を賜りますようお願い致します。

○松島会長

ただいま事務局から説明のありました議案第1号について、質疑がございましたら発言をお願いします。

○前田会長代行

歳入で約6億3千万円減額となっていますが、そのほとんどが道支出金と同額であります。道支出金がこれほど減っている要因は何でしょうか。

○国保医療課長

歳入の合計が大きく減っていることと道支出金の交付金との関連性という事ではありますが、平成30年度から国保の在り方が大きく変わり、それまでは市単独で補助金も収受し、国保連合会で各医療機関に支払う形態でありました。平成30年度以降は北海道が全体を取りまとめて各市町村は北海道に納付金を支払うという大きく形を変えて各市町村の支出する医療費、そのまま同額が道から交付金となるという仕組みになりました。

確かに歳入額、歳出額もそうですが大きく金額が落ち込んでいるからといって赤字に繋がるという性質ではなく、歳出が減れば歳入も減るという形に全道的に変わっております。中身の精査としては予算としては欠損したら困りますので一定額を見込んで計上しているものが、歳入歳出ともに少ない額で済んだという説明になります。

○松島会長

前田委員よろしいでしょうか。ほかに質疑のある方はいますか。質疑がないようですので議案第1号は承認頂くということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議が無いようですので、議案第1号は承認されました。

続きまして、報告第1号子ども子育て支援納付金について事務局より説明をお願いします。

○国保医療課管理担当主査

それでは、報告第1号 子ども子育て支援納付金について説明させていただきます。資料をご覧ください。

令和6年6月に子ども子育て支援法が改正され、健康保険の保険者は令和8年度から子ども・子育て支援納付金」として保険税や保険料を被保険者から徴収することとなり、各保険者の納付額は按分され算出されることとなりました。

次ページの別添資料をご覧ください。今年５月に北海道が開催した市町村を対象とした会議での資料の抜粋になります。左の図をご覧ください。国保だけではなく、被用者保険などを含む全ての健康保険が対象となります。右の表は国における試算で、１月（ひとつき）当たりの額になります。それでは、報告第１号資料にお戻り下さい。

こうしたことから、今後、本市の国保においても対応が必要となります。

次に、２ 保険税（料）率の設定方法の動向についてであります。国では令和１８年度までに都道府県単位で国保税（料）率を統一することを推進しており、これを受けて北海道では令和１２年度から道内の保険税（料）率を統一することを予定しています。

こうした状況を踏まえ、北海道では、令和１２年度からの基礎賦課分（医療分）、後期高齢者支援分、介護納付金分の国保税（料）率の統一に先駆け、令和８年度から子ども子育て支援分の国保税（料）率を統一することを検討しています。現在のところ納付金の額や税率は未定であり、今後、状況が分かり次第、お示しして参ります。

なお、現段階で国から示されている点は、基礎賦課分（医療分）と同様、低所得者に対する７割、５割、２割軽減が適応されることと１８歳以下の子どもに対しては均等割を課さないこととなります。

最後に３ スケジュールについてですが、ご覧の予定となっております。今後、本運営協議会で状況を報告するとともに、お諮りして参りますので、よろしくお願い申し上げます。私からの説明は、以上です。

○松島会長

ただいま事務局から説明のありました議案報告第１号について、質疑がございましたら発言をお願いします。

<質疑なしの声>

質疑がないようですので、報告事項については以上となります。

８．その他

○松島会長

それでは、次第の最後その他について、委員の皆さまから何かございますか。
なければ、事務局から何かございますか。

○国保医療課管理担当主査

その他資料①の令和７年度 恵庭市国民健康保険税の予算執行状況についてご説明致します。資料をご覧ください。国保制度改革により歳出の大部分を占める保険給付

費は、年度内に北海道からほぼ同額が交付されることから、歳入側の国保税収入を予測する事で、令和7年度の決算見込をある程度予測することができます。

その他資料①でお示ししておりますのは、今年6月に行った当初賦課の調定額に推定収納率を乗じる事により、令和7年度の税収見込を予測したものとなります。

表の下段、現年課税分の行をご覧ください。当初賦課調定額10億9,270万3,900円に推定収納率として96.10%を乗じた10億5,009万4,078円が現年課税分の収入見込み額となります。

これは当初予算額の102.7%であり、額にして2,792万7,078円の増と見込まれます。

つづきまして、滞納繰越分についてであります。当初調定額8,920万9,011円に推定収納率の28.68%を乗じた2,558万813円が収入見込み額となります。

これは当初予算額の71.6%であり、額にして1,776万9,891円の減と見込まれています。減少の要因は、不納欠損等の処理によって当初調定額が予算時の見込みよりも減少したためです。

これらを合計すると令和6年度の国民健康保険税の総計は当初予算の101.7%となり、予算額に対して1,776万9,891円の増が見込まれます。

その他①については以上となります。

続きまして、その他資料の②、令和2年～令和6年度恵庭市国民健康保険医療費状況についてご説明いたします。本資料は、入院中の食事療養費を除いた診療ベースでの、医療費の推移等について示したものとなります。

1 ページ目は、被保険者の推移について示したものになります。被保険者数は年々減少しており、令和6年度の年間平均被保険者数は1万1,125人と、昨年の96.94%となっております。

2 ページ目は、年度別の医療費合計額になります。上段をご覧ください。令和6年度は51億8,168万3千円と、昨年度比の96.1%の微減となりました。その下の表は、受診区分別の内訳となっており、どの項目においても前年度を下回りました。

3 ページ目は、受診区分別の受診率となっています。新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度から令和5年度までは年々上昇を続けていましたが、令和5年5月8日に2類相当から5類相当の感染症となった影響もあり、令和6年度においては前年度と比較しほぼ横ばいとなりました。

その下の表は受診区分別の受診率ですが、こちらも令和5年度と比較しほぼ横ばいに推移しております。

4 ページ目は、一人当たりの費用額となりますが、昨年度は過去最高額となりましたが、その額とほぼ横ばいで推移しました。その下の表は受診区分別の費用額

内訳ですが、入院外と歯科で上昇し、入院とその他調剤訪問で減少しました。

５ページ目は、１件あたりの費用額です。２万６，５７２円と、昨年度の９９．１％と若干減少したところであり、受診区分別にみると、入院・その他調剤訪問が減少し、入院外と歯科で昨年度よりも増加したという結果になっています。

最後になりますが、昨年１２月２日から新規発行されなくなり、本年７月３１日に有効期限を迎えた保険証についてご説明させていただきます。

事前配布しました両面刷りのチラシをご覧ください。このチラシは厚生労働省で原案を作成し、国の補助のもと、本年７月中旬の資格確認書及び資格情報のお知らせの発送にあわせ、国保に加入している全世帯に配布したものです。保険証の有効期限である本年７月３１日以降の医療機関等での受診の方法を改めて周知するために配布しました。

今後は、マイナンバーカードに保険証としての利用登録がされている方には資格情報のお知らせを毎年交付することとなっております。資格情報のお知らせ自体は保険証の代わりになるものではありませんが、自身のマイナンバーカードが、どの健康保険として利用登録されているかをお知らせするものとなります。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方、またマイナンバーカードに保険証としての利用登録がない方へは資格確認書を交付することとなっております。この資格確認書は、これまでの保険証と同じ、カード型で７月３１日を有効期限として交付するものとなっております。

また、マイナンバーカードに保険証としての利用登録をしている方でも、申請によって資格確認書の交付を行うことができるようになっております。

私からの説明は以上となります。

○松島会長

今の事務局からの説明について委員の皆さまから何かございますか。

○早坂委員

その他資料②の１ページ目、被保険者数が減っている要因は何でしょうか。

○国保医療課長

国保の被保険者数が減少している要因ではありますが、年齢構成別に７４歳の方が順次後期高齢者医療に移行しているという事が大きな要因であると分析しております。

○前田会長代行

医療費の状況については理解しました。本市国保の医療費の水準というのは、他市町村や近隣市と比べるとどのような傾向にあるのでしょうか。

○国保医療課長

本日、手元に資料はございませんが、道から資料がございますので後日、会議の議事録をお知らせしますので、その際に合わせて全道からみた本市の状況をお伝えしたいと思います。

○前田会長代行

それで結構です。

○佐藤委員

先ほど資格確認書の話があったのですが、何枚くらい発行しているのでしょうか。来年7月までの有効期限で今までの保険証と変わらずカード型であれば、なかなかマイナ保険証への切替えが進まないのではないかと思います。来年7月にお金をかけてカード型の資格確認書を発行することになると、やはり紙と違い消耗しませんからなかなか切替えが進まない懸念があり、次年度以降は費用が高い材質のカード型ではなく、紙などで対応するなど、その辺の費用を含めた検討を行なえばいいのではないかと思います。

○国保医療課長

資格確認書の交付枚数ということですが、本日は手元に資料がありませんが、その代わりとしてマイナ保険証の登録率と今の被保険者数、それがどの程度なのか逆を言うと資格確認書の発行枚数に近いものがおわかりになるかと思います。近々では6月30日現在で国保の被保険者数が10,842人となっており、マイナ保険証の登録者は7,597人います。その差である3,245人が資格確認書の対象者ということになっております。今、マイナ保険証の話も出ましたのでマイナ保険証の本市での登録率は70.07%となっており、徐々に進んでいるところです。5月末から6月末までの上昇率は1.21%であり、令和6年4月30日の段階では登録率が60.93%でしたので、10%以上の増加が図られているところであります。今回のこういったようなチラシ、国の補助を活用して周知を図っているところでありますが、国の通知等々に基づきながらマイナ保険証の利用拡大に努めていきたいと考えています。

また、佐藤委員からの質問についてであります。資格確認書のカードの材質は本市ではプラスチック製ではなく印刷なども可能な紙タイプのものとなっております。

○佐藤委員 わかりました。

○松島会長 事務局から他にありますでしょうか。

○国保医療課給付担当主査

私からは事前に送付させて頂いておりました恵庭市国民健康保険事業実績について説明させていただきます。

まず、特定健診についてであります。被保険者への文書送付や医療機関へのポスター掲示、国保連との共同事業による受診干渉を実施している影響もあり受診率は上昇傾向にあります。

続きまして特定保健指導について、特定健診の結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に対して保健師、管理栄養士が対象者の身体状況に合わせ生活習慣を見直すための支援をするものです。こちらの事業は保健課が中心となって行っていますので表の掲載のみとさせていただきます。

続きまして、医療費適正化事業の実績について医療費通知とジェネリック医薬品差額通知を被保険者に送付しており、送付枚数は表のとおりとなっております。

表の一番下の行は当市のジェネリック医薬品のシェア率になりますが86.5%となっています。ジェネリック医薬品はある程度普及が達成されていることから、差額通知を発送する枚数が年々減少しております。

その下の第三者求償事務についてですが、こちらについては交通事故等による治療の場合、国民健康保険などの健康保険を使用できないのですが、早急に治療等が必要となった場合にやむを得ず一時的に国保で立て替える形をとっております。こちらについては事故の発生等々により状況が変わりますので傾向というのはありません。

続いて裏面のレセプト点検、過誤調整（再審査）についてですが、療養給付に関するレセプトの点検枚数につきましては、過去5年間概ね20万件程度で推移しております。そのうち、診療内容等で再審査となった件数が概ね1,300件から1,800件程度ございました。レセプト点検につきましては、令和3年度まで民間の事業者業務を委託しておりましたが、令和4年度より国保連合会に委託しており、療養給付の平準化に効果がみられています。柔道整復、針灸あんまマッサージについては、表のとおりとなっております。

続きまして、保険者努力支援制度（取組評価分）についてであります。こちらは毎年北海道を通じて国から支給される交付金です。

内容としまして、国民健康保険に関する事業や特定健診、保健指導、がん検診などの取組状況や実績を点数化し、それに応じて交付金額が決定する制度となっております。

過去5年間の獲得点数と道内における恵庭市の順位は表のとおりであり、昨年度、本市は道内で50位となっております。

最後に前期高齢者の医療状況についてです。こちらについては、さきほど課長からも説明がありましたが、多くの被保険者が75歳到達により後期高齢者医療へ移行していることから件数なども減少傾向にあります。私からの説明は以上となります。

○松島会長

ただいまの説明について、委員の皆さまから何かございますか。

○佐藤委員

ジェネリックの件数、これはいつ現在の数値でしょうか。

○国保給付担当主査

1年間の平均値です。

○佐藤委員

ジェネリックの使用率は医療費適正化、削減にも繋がっていくと思います。昨年10月から長期収載品の選定医療が始まり、健保組合ではそれ以前には85%くらいだったのが、93%ぐらいに上がりました。年間平均でも90%くらいです。恵庭市さんは使用率が少し低いのかなという気がします。取り組み方を色々、工夫していけばもっと上がるのではないかと思います。ジェネリックの供給不足というのもあるので一概に使用率が上がるとはいえませんが、何か使用率が低い要因があるのか、そういった分析もしながら取り組みを進めていけばいいのかなと思います。

もう一点、バイオシミラーの関係です。バイオ先発品について非常に価格も高く、後発品も沢山出ていますので、これについての取り組みも進めていくと非常に医療費削減に効果があると思います。国としても目標を立てていますので、それに向けて取り組みを進めていけばいいと思います。私どもの健保組合では、ジェネリックの差額通知と同時にバイオシミラー差額通知という事で、令和6年度から実施しております。

その他、理事長名で先発品を使用している医療機関に対し、後発品に振り替えの協力をお願いを送付しました。その結果、令和6年度はおおよそ1,000万円以上の効果がありましたので、この取り組みも進めていってはいかがかだと思います。

また、前期高齢者の医療費の関係ですが、費用額、保険者負担額について令和5、6年度は減っていますが、被保険者数も一緒に減っていますので1人当りの医療費だけをみると5年度も6年度も上がっていると思います。5年度は47万6千円くらい、6年度は48万8千円くらいで上がっています。

令和5年度の全国の全保険者の平均が46万8千円くらいですから、恵庭市はちょっと高いかなと感じます。私ども健保組合は39万円くらいであり、対象についても65から74歳なので変わりません。差が8万円以上あります。

前期高齢者納付金は65～74歳の加入者が多い国保に対する財政調整の仕組みであり、前期高齢者の加入者が少ない保険者から交付金ということで拠出する制度であります。昨年度もお話ししましたが私ども健保組合は前期高齢者納付金を保険料の中から拠出して、保険料収入が130億円ありますが、その中から22億円拠出していま

す。国保の前期高齢者の医療費が減ると納付金の拠出額も減ることになりますが、現状、前期高齢者対策として実施しているものがあれば教えて頂きたいのと、もし、取り組んでいないのであれば是非、前期高齢者対策を進めて頂き、医療費適正化に努めて頂きたいと思います。この数値をみると64歳以下の方の医療費は、恵庭市もそんなに高くなく、前期高齢者の医療費が高いということなので対策をしないと医療費は下がらないと思います。

以上です。

○国保医療課長

様々なアドバイス頂き、ありがとうございました。今後の医療費削減に向けて参考にさせて頂きたいと思います。健保組合さんには前期高齢者の件で国保に対する拠出金を出して頂いており、医療費の縮減という事が大きな課題と考えております。本市の保健事業としてはやはり健診を受診して頂き、その中で良い結果ではなかった方に対して保健事業として様々な勧奨を行なったりすることによって、保健師や栄養士が健康指導を行い医療費の縮減に努めているところであります。それに併せて先ほどお話にありましたジェネリックの活用といったところにも力を入れているところです。また、この表にもあります保険者努力支援、ジェネリックの点数の一助となっていますが、更なる医療費の削減に向けた活動を行っていきたいと思います。

○松島会長

他に委員の方から何かございますか。

<発言者なし>

他になければ以上をもちまして本日の運営協議会を終了させていただきます。

皆さま今日は、大変ありがとうございました。